

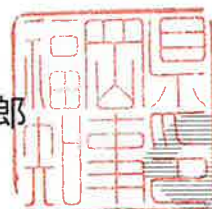
産業廃棄物処分業許可証

住 所 福岡県大牟田市健老町469番地

氏 名 有限会社萬葉
取締役 白坂 真一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 6 年 11 月 19 日

許可の有効年月日 令和 11 年 11 月 18 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいりん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（破碎）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、紙くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上7品目

中間処理（破碎（移動式を含む。））：木くず 以上1品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

破碎施設①：取扱品目 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類

設置場所 福岡県大牟田市健老町466番地2外1筆

設置年月日 平成16年10月20日

処理能力 廃プラスチック類 10.7t/日（8時間）

金属くず 11t/日（8時間）

ガラスくず等 27.1t/日（8時間）

紙くず 12.6t/日（8時間）

木くず 13.7t/日（8時間）

繊維くず 12t/日（8時間）

ゴムくず 6.42t/日（8時間）

許可年月日 平成16年9月22日

許可番号 産施第31号

（以下裏面記載）

破砕施設②：取扱品目 ガラスくず等、がれき類
設置場所 福岡県大牟田市健老町469番地外1筆
設置年月日 平成16年10月20日
処理能力 ガラスくず等 212 t/日(8時間)
がれき類 280 t/日(8時間)
許可年月日 平成16年9月22日
許可番号 産施第32号

破砕施設③(移動式兼用)：取扱品目 木くず
設置場所 福岡県大牟田市健老町466番地2
設置年月日 平成28年11月2日
処理能力 4.75 t/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 移動式処理については、排出事業場敷地内で行うこと。
(2) 破砕施設③については、20mm以下のスクリーンを使用すること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6年11月19日 更新許可
令和 7年 2月 6日 変更届出により代表者の変更
令和 7年 7月15日 変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

